

研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉商科大学（以下「本学」という。）における教職員等の研究活動上の不正行為の防止及び同行為への措置に関して必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程における「教職員等」とは、役員、教職員及び学生をいう。

2 この規程における「研究活動上の不正行為」とは、本学教職員等が研究活動（修学上行われる論文作成を含む。）を行う場合における次に掲げる行為等をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
- (4) 不適切なオーサiership 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為
- (5) 不適切な投稿又は出版 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為
- (6) 研究費の不正使用 法令、研究費を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）が定める規程等及び本学規程等に違反する経費の使用をいう。
- (7) その他、公序良俗に反する行為

3 この規程における「部局」とは、本学が設置する学部、大学院研究科、研究所等及び事務局をいう。

(最高管理責任者)

第3条 学長を研究活動上の不正行為の防止等に関する最高管理責任者とする。

2 学長は、本学における研究活動及び研究資金等の運営・管理に関する最高管理責任者として、善良なる管理者の注意をもって不正行為の防止等に努めなければならない。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理を行えるよう、適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、研究活動及び研究資金等の運営・管理について大学全体を統括する統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者が指名する。

3 統括管理責任者は、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し実施状況を確認するとともに、定期的に最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 本学の各部局における研究活動及び研究資金等の運営・管理について実質的な責任と権限をもつコンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、各部局の長があたる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告する。

(2) 不正防止を図るため、自己の管理監督又は指導する部局に所属する教職員等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を管理監督する。

(3) 自己の管理監督又は指導する部局に所属する教職員等が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

- 4 教職員等は、前項(2)のコンプライアンス教育の受講の義務を負うとともに誓約書を提出しなければならない。

(防止計画推進部署)

第6条 本学全体の観点から不正防止計画を推進するため、防止計画推進部署を置く。

- 2 防止計画推進部署として、研究不正防止委員会を設置し、最高管理責任者の直属の部署とする。
なお、研究不正防止委員会については別に定める。

3 防止計画推進部署は、不正を発生させる要因の把握、不正防止計画の策定及び不正防止計画の実施状況をモニタリングし、必要に応じて部局に対して改善を指示する。

- 4 防止計画推進部署は、コンプライアンス推進責任者と協力し、教職員等に対するコンプライアンス教育を実施しなければならない。

(研究活動内部監査委員会)

第7条 本学全体の視点でモニタリング及び監査体制を整備・実施するため、研究活動内部監査委員会を設置する。

- 2 研究活動内部監査委員会は、委員長を総務部長とし、総務課長及び委員長指名による職員若干名によって組織し、最高管理責任者の直属の組織とする。

3 研究活動内部監査委員会は、研究資金等の管理体制の検証を毎年度定期的に行う。

4 研究活動内部監査委員会は、防止計画推進部署と連携し、不正が発生するリスクに対してサンプルを抽出し、抜き打ちを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

- 5 研究活動内部監査委員会は、監事及び会計監査人との連携を強化する。

(教職員等の責務)

第8条 教職員等は、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

- 2 教職員等は、統括管理責任者の指示により、この規程を遵守しなければならない。

3 教職員等が研究活動上の不正を行った場合は、本学並びに資金配分機関の処分及び法的な責任を負担しなければならない。

(取引業者との癒着防止)

第9条 競争的資金等を使用して発注又は契約する際は、本学契約規則等の定めにより行うこととし、発注又は契約を教職員等に委任する場合においても、最高管理責任者は、教職員等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

2. 最高管理責任者は、一定の取引実績(回数、金額等)や本学におけるリスク要因及び実効性等を考慮した上で、誓約書を徴収しなければならない。

(受付窓口)

第10条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報に対応するための受付窓口を設置し、担当者を置く。

2 前項の担当者は、公益通報受付担当者とする。

(通 報)

第11条 通報は、書面（ファックス、電子メールを含む。）、電話若しくは面談による。

2 通報は顕名により行われ、不正を行ったとする研究者及び研究グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示されているものを受け付ける。

3 受付窓口は通報を受け付けた後、速やかに統括管理責任者に報告する。

4 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び当該通報に関係する教職員等は、通報及び調査の内容について守秘義務を負う。

(調 査)

第12条 本学に所属する教職員等に係る研究活動上の不正行為の通報があった場合、原則として、本学において事案の調査を行う。

2 被通報者に他機関に所属する者が含まれる場合は、他機関と合同で調査を実施することができる。

(予備調査)

第13条 統括管理責任者は第11条第3項の規定による報告を受けたときは、被通報者が所属するコンプライアンス推進責任者（被通報者の所属するコンプライアンス推進責任者が通報の対象に含まれているときは、これに代わる者を統括管理者が指名する。以下同じ。）に対し、予備調査の実施を要請する。

2 当該コンプライアンス推進責任者は、当該コンプライアンス推進責任者を委員長とする予備調査委員会を設置し、予備調査委員を指名する。

3 予備調査委員会は、通報がされた研究活動上の不正行為が行われた可能性及び通報の際明示された事案内容の妥当性等について予備調査を行う。

4 予備調査委員長は、総括管理責任者に予備調査の結果を速やかに報告する。

5 統括管理責任者は、予備調査の結果を受けて、通報がなされた事案がさらに調査すべきものかを速やかに判断し、最高管理責任者に報告する。

6 最高管理責任者は、その報告及び結果を以って調査の実施可否を判断する。

7 当該事案に関わる研究が資金配分機関により行われている場合、最高管理責任者は、通報の受付から30日以内に、当該調査の要否を資金配分機関に報告する。

8 最高管理責任者は、調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知する。

9 予備調査を担当した部局は、予備調査に係る資料等を5年間保存する。

10 正当な事由による場合、資金配分機関や通報者の求めに応じ資料等を開示することができる。

(本調査の通知・報告)

第14条 最高管理責任者は、調査を行うことを決定した場合、通報者及び被通報者に対し、調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被通報者が本学以外の機関に所属している場合には、これに加え当該被通報者所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に本調査実施について報告する。

2 最高管理責任者は、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、

当該資金配分機関に対し、調査を行う旨を報告する。

3 調査は、調査実施の決定後30日以内に開始する。

(調査委員会)

第15条 最高管理責任者は、調査を行うことを決定した場合、直ちに統括管理責任者に対し、本調査の実施を要請する。

2 統括管理責任者は統括管理責任者を長とする調査委員会を設置し、副委員長には当該事案の予備調査委員長を充てる。

3 調査委員会は原則として7名以内で、半数以上は外部有識者とし、本学及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない次の者を含めて調査に必要なかつ適切と判断される者で組織する。

(1) 論文等の不正に係る調査の場合には、法律の知識を有する者、被通報者に係る研究分野の専門的知識を有する者。

(2) 研究費の不正に係る調査の場合には、法律及び会計等の専門的知識を有する者。

4 調査委員会は調査委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

5 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、調査委員長が決する。

6 調査委員長は、委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。

7 調査委員の中に当該調査の対象となった事案と特別な利害関係人を有する等、調査委員として不適切な者がいると思料する場合は、その旨を指摘して、適切な配慮を求めることができる。

8 調査委員長は前項の異議申立てを受け、必要と認めるときは適切に対処する。

(調査等)

第16条 最高管理責任者は、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合、調査の実施に際し、調査方針・調査対象及び方法について、資金配分機関に報告、協議しなければならない。

2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、資金配分機関に報告する。

第17条 調査委員会は、論文等の不正の場合には、論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒヤリング、再実験等の要請などにより調査を行う。また、研究費の不正の場合には、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者のヒヤリングなどにより調査を行う。その際、被通報者からの弁明の機会を設ける。

2 調査委員会は、前項の調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。

3 最高管理責任者は、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合、資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該資金配分機関に提出する。

4 調査委員会は、調査の開始後150日以内に、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定し、最高管理責任者に報告する。

(不正行為の認否及び通知)

第18条 最高管理責任者は、調査結果を踏まえ、不正行為の認否を行う。

2 最高管理責任者は、認否の結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者も含む。以下「被通報者等」という。）に通知する。

3 不正行為と認定された被通報者等は、前項の通知を受けた日から15日以内に最高管理責任者に対して不服申し立てをすることができる。

- 4 最高管理責任者は不服申立てがなされたときは、その内容を検討し、再調査の可否を速やかに決定する。
- 5 調査委員会は、再調査を行う決定がなされた場合、不服を申し立てた被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を要請する。
- 6 調査結果については、当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告する。また、不服申し立てがあった場合、不服申し立てがあったこと、不服申立ての却下、再調査開始の決定、再調査の結果についても同様とする。

(再調査結果の通知)

第19条 調査委員長は、再調査に有する期間を決定する。

- 2 調査委員長は再調査の結果を、速やかに最高管理責任者に報告する。
- 3 最高管理責任者は、再調査結果を踏まえ、不服申立てに対する許諾を決定する。
- 4 最高管理責任者は、前条の規定に準じて再調査結果の通知を行う。ただし、被通報者等は同一事由による不服申し立てはできない。

(調査結果の報告及び公表)

第20条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたと最終的に認定した場合、速やかに理事会に調査結果を報告する。

- 2 最高管理責任者は当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合、通報から210日以内に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を資金配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を提出する。
- 3 最高管理責任者は、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資金配分機関の求めに応じ、当該事案に係わる資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
- 4 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたと最終的に認定した場合、速やかに調査結果を公表する。
- 5 公表は、研究活動上の不正行為の内容及び本学が公表時までに行った措置の内容とする。

(調査中における一時的措置)

第21条 最高管理責任者は、調査実施の決定後、前条第4項にいう最終的な認定までの間、当該通報をされた研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を講ずることができる。

(認定後の措置)

第22条 最高管理責任者は資金配分機関が当該認定に係る競争的資金の使用中止を命じた場合には、被通報者等に対し当該認定に係る競争的資金の使用中止を命じるとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたと認定された被通報者等に対し、当該認定に係る論文等の取り下げ勧告等、必要な措置を取ることができる。

(通報者及び被通報者等の保護)

第23条 最高管理責任者は、通報者及び被通報者等の保護について、学校法人千葉学園公益通報者保護規程第10条を準用して対応する。

(守秘義務)

第24条 研究活動上の不正行為に起因する事案に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、その任務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(専門家の意見)

第25条 最高管理責任者及び調査委員会は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の専門家の意見を求めることができる。

(雑 則)

第26条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

(事 務)

第27条 この規程に関する事務は、教育研究支援オフィスが行う。

(改 廢)

第28条 この規程の改廢は、理事会が行う。

付 則

この規程は、平成19年11月20日から施行する。

付 則 (平成20年11月25日改正)

この規程は、平成20年11月25日から施行する。

付 則 (平成22年4月1日改正)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年4月1日改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年4月1日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年4月1日改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年12月21日改正)

この規程は、平成28年12月21日から施行する。

付 則 (平成29年9月27日改正)

この規程は、平成29年9月27日から施行する。